

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公開番号】特開2019-14364(P2019-14364A)

【公開日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-004

【出願番号】特願2017-132748(P2017-132748)

【国際特許分類】

*B 6 2 D 21/02 (2006.01)*

【F I】

B 6 2 D 21/02 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月21日(2020.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両に搭載される部品を取り付けるための取付け穴が形成されたウェブと、前記ウェブの両端に設けられたフランジを備える車両用サイドレールであって、

前記ウェブは、前記フランジ側の端部領域と、前記端部領域に挟まれる中央領域と、を含み、

前記中央領域においては、前記取付け穴が所定の規則性を有するパターン配列で形成され、

前記端部領域においては、前記中央領域に形成された前記取付け穴よりも大きい取付け穴が部品の取付け仕様を考慮した所定の位置に適宜形成される

ことを特徴とする車両用サイドレール。

【請求項2】

前記中央領域に取付けられる部品は、前記端部領域に取付けられる部品に対し、軽量であることを特徴とする、請求項1に記載の車両用サイドレール。

【請求項3】

前記中央領域には、配管又は配線が取り付けられることを特徴とする、請求項1または2に記載の車両用サイドレール。

【請求項4】

前記パターン配列は、千鳥状であることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載の車両用サイドレール。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明の態様は、車両に搭載される部品を取り付けるための取付け穴が形成されたウェブと、ウェブの両端に設けられたフランジを備える車両用サイドレールであって、ウェブは、フランジ側の端部領域と、端部領域に挟まれる中央領域と、を含み、中央領域においては、取付け穴が所定の規則性を有するパターン配列で形成され、端部領域においては、

中央領域に形成された取付け穴よりも大きい取付け穴が部品の取付け仕様を考慮した所定の位置に適宜形成されるものとした。

本発明によれば、車両用サイドレールのウェブのうち、高重量の部品の取付けに適する各フランジ側の端部領域は、部品の取付け仕様にしたがい適宜に取付け穴が形成される領域となり、端部領域で挟まれる中央領域は、配管、配線及びその他の軽量な部品が自由に取り付けられる領域となる。

これにより、ウェブの中央領域においては、予め設定されたパターン配列の取付け穴の利用で、自由に軽量部品の取付けが行える。ウェブの端部領域においては、部品の取付け仕様にしたがい形成した取付け穴だけで、高重量部品の取付けがすむ。

つまり、ウェブの中央領域に形成された取付け穴により、車両用サイドレールのバリアンツは低減され、製造コストは抑えられる。しかも、ウェブの端部領域は、部品の取り付けに用いるだけの取付け穴しか形成されないので、不必要的取付け穴はなく、無用なサイドレールの強度低下は抑えられる。

それ故、車両用サイドレールは、バリアンツおよび製造コストを低減しつつ、フレーム強度を確保することができる。

また、中央領域において、予め設定されたパターン配列は千鳥状としても良い。